

病児・病後児保育室開設事業者の募集概要

【実施趣旨】

本市では、児童が病気の療養中または病気の回復期にあって集団保育が困難な時に、看護師や保育士がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保護者の子育てと就労を支援する病児・病後児保育室を設置しています。これまで、市内2か所で委託により病児・病後児保育事業を実施してきましたが、令和7年3月31日をもって、1か所の病児・病後児保育室が閉室したことから、市内で、新たに病児・病後児保育室を開設する意欲のある民間事業者を広く公募します。

なお、医療機関との連携体制、必要な職員体制や適切な感染症対策といった病児・病後児保育事業の実施に必要な運営能力を具備しているかなど、総合的な評価が可能なプロポーザル方式により、事業者を選定します。

【質の確保に向けて】

- ・質の高い保育・看護を確保するため、国の実施基準を義務付け、質の確保を担保する。
- ・利用料は、市内の他の病児・病後児保育室と同額にするため、保護者の負担増にはならない。

募集の概要

1. 業務の内容 病児・病後児保育事業

2. 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

3. 実施場所等

(1) 実施場所 草津市域内であること。なお、淡海医療センター（陽だまり）から、直線距離で2km以上離れていることが望ましい。

(2) 施設種別 病児・病後児対応型施設（医療機関併設、保育所等併設、単独型のいずれも選択可）

(3) 定員 1日4名

4. 委託料

	運営基本分	703,583円に事業実施月数を乗じた額
	利用児童加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算額（年間延べ児童数が500人未満の場合、416,666円に事業実施月数を乗じた額）
	実績加算分	年間延べ利用児童数に2,000円を乗じて得た額および延長保育手数料の合計額
	当日キャンセル対応加算分	利用当日のキャンセルにより生じた職員配置の余剰回数に応じた加算額
※1	文書料実績加算分	施設が利用者に受け渡した文書料（事業を利用するにあたり利用者が負担したかかりつけ医が作成する医師意見書にかかる費用）の合計額
※1	送迎サービス分（看護師等雇用分）	178,833円に事業実施月数を乗じた額
※1	送迎サービス分（送迎経費分）	タクシー代等送迎に要した経費の合計額

※1の事業については、当該事業を実施する場合の加算額

※令和8年1月1日開設を想定した委託料であり、次年度以降は国の補助基準等を踏まえ変更の可能性あり。

5. 施設改修・備品購入の補助

病児・病後児保育に必要な施設の改修費等に要した事業の初期投資経費（上限4,400,000円）を補助

6. 開設時期 令和8年1月1日（予定）

市がやむを得ない事情があると認める場合は、開設日を令和8年1月1日以降とすることができる。

<スケジュール>

令和7年	6月2日～7月31日	提案募集
	8月	プレゼンテーション、選定結果の通知
	9月	契約締結
令和8年	1月1日（予定）	開設